

判例研究 名誉毀損 - 東京高判平成 21 年 1 月 30 日 -

・ 事実の概要

被告人が、インターネット上のホームページ内において、ラーメンチェーンを経営する企業 X がカルト団体と関係があるかのような文章、及び同社が会社説明会の広告に虚偽の記載をしている旨の文章を掲載して、不特定多数の者に閲覧させたとして、名誉毀損罪に問われた。

本件の一審判決では、被告人の表現に(1)公共性と(2)公益性を認めた上で、(3)真実性または相当性について、従来は想定されていなかったネットの個人利用者特有の事情を考慮した新基準¹()を打ち立てて、無罪としていた。

・ 判決の内容

インターネット上において、個人利用者が、公共の利害に関する事実について、主として公益を図る目的で他人の名誉を毀損する表現行為に及んだ場合においても、摘示された事実の重要な部分が真実であると証明されず、かつ行為者がこれが真実であると誤信したことについて確実な資料、根拠に照らして相当な理由があったと認められない場合には、名誉毀損罪が成立するとした。

一審の無罪判決を破棄し、有罪判決

・ 考察

一審判決	高裁判決
(1)公共性	(1)公共性
(2)公益性	(2)公益性
(3)真実性、相当性 × しかし	(3)真実性、相当性 ×
(4)新たな基準(特別の違法阻却事由)により名誉毀損の成立否定	(4)新たな基準 × 従来の基準に基づき名誉毀損成立

< 高裁判決で新たな基準が認められなかった理由 >

- ・ 被害者保護に欠ける。
- ・ インターネット上の情報を他の情報と区別する必要性がない。

・ 私見

- ・ 本件は、表現の自由の限界が争われた事件といえる。
- ・ インターネットの特性、及びネット社会の現状の考慮
- ・ 従来の基準のままだとインターネットを用いた情報発信が過度に萎縮されるおそれ一審判決に基本的に賛成する。

¹ 「被害者が自ら進んで加害者の名誉毀損的な表現を誘発する情報をインターネット上で先に発信したり、名誉毀損的な表現がなされた前後の経緯に照らして、当該表現に対する被害者による情報発信を期待してもおかしくないといえるような特段の事情がある場合には、加害者が、摘示した事実が真実でないとしながら発信したか、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめずに発信したといえるときに限って名誉毀損罪に問擬する」